

住宅を改修された方へ 固定資産税減額制度のお知らせ

次の家屋改修を行い、要件を満たした場合、家屋に係る固定資産税が1年度分に限り、減額されます。減額を受けようとする場合は、工事完了後、3か月以内に申請してください。

【耐震改修工事を行った住宅】

既存住宅の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡まで)が次のとおり減額されます。

| 耐震改修工事の時期 | 減額年度 | 減額割合 |
|--------------|--------------|------|
| 平成30年3月31日まで | 工事を完了した年の翌年度 | 2分の1 |

要件 ①昭和57年1月1日以前から所在する専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分2分の1以上)
②耐震改修費用が50万円以上
※①と②両方に該当する必要があります



【バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅】

既存住宅のバリアフリーまたは省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る固定資産税額(バリアフリーは100㎡、省エネ改修は120㎡まで)が次のとおり減額されます。

| バリアフリー改修工事の時期 | 減額年度 | 減額割合 |
|---------------|--------------|------|
| 平成30年3月31日まで | 工事を完了した年の翌年度 | 3分の1 |
| 省エネ改修工事の時期 | | |
| 平成30年3月31日まで | | |

要件 改修工事費用が50万円以上で、当該家屋の床面積が50㎡であること。※どちらの工事の場合も貸家住宅は対象外です
工事内容により次の要件を満たす必要があります。

【バリアフリー改修工事の場合】

ア 新築された日から10年以上経過した住宅であること

イ 次のいずれかに該当する方が居住する住宅

- ・65歳以上の方
- ・要介護または要支援認定を受けている方(介護保険の被介護保険証の写しをご提出ください)
- ・障がいのある方(障害者手帳などの写しをご提出ください)

ウ 改修工事が次のいずれかに該当すること

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・トイレの改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差解消
- ・引き戸への取り替え
- ・滑りにくい床材料への取り替え

※ア・イ・ウすべてに該当する必要があります



【省エネ改修工事の場合】

①平成20年1月1日以前から所在する住宅であること

②窓の改修工事 ※必須工事

(二重サッシ化、複層ガラス化など)

③床・天井・壁の断熱工事

※①は必須。③の工事だけでは対象となりません。「②の工事」または「②と③の工事」を行った場合に対象となります



【耐震改修工事、バリアフリー・省エネ改修工事共通 申請方法】

改修工事後3か月以内に次の書類を添えて、税務課(役場2階)に申請してください。

必要書類 ・工事費用明細書 ・領収書 ・工事写真(施工前・施工後)
・改修工事が基準に適合することの証明書(バリアフリーは不要)

問合せ 税務課 資産税係 TEL83-1224

平成29年2月15日発行

広報まつだ

おしらせ号

編集/発行 政策推進課

〒258-8585 松田町松田惣領2037番地 TEL 83-1222

ホームページ <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

【講演会】「おでかけの足」見直しではじまる、人にも地球にもやさしい地域づくり

町では、環境事業の一環として、クールチョイス(賢い選択)の普及・啓発に取り組んでいます。

今回は、町民の皆さまと環境問題について考える機会として、地域の「おでかけの足」をテーマに講演会を開催します。席に余裕がありますので、お友達をお誘いの上、ぜひご参加ください。

日時 2月19日(日) 13:00~(開場12:30~)

場所 町民文化センター 1階展示ホール

人数 100人(懇親会は20人) ※事前予約優先

申し込み・問合せ 環境上下水道課 環境係 TEL83-1227



未来のためは、いま選ぼう。

いきいき健康教室

ロコモティブシンドローム(運動器症候群、略称:ロコモ)をご存じですか?日常生活動作を支える骨や筋肉などの運動器は、適切な食事や運動で強く丈夫に維持することができます。この機会に、自分の身体について知り、生活習慣を見直してみませんか。ぜひご参加ください。

| 日程 | 3月1日(水) | 3月9日(木) | 3月29日(水) |
|-----|--|----------------------|--------------------|
| 時間 | 9:30~11:00 | 13:30~15:00 | 9:30~11:00 |
| 場所 | 健康福祉センター 2階 機能訓練室 | | |
| 内容 | 【講義・実技】 ・「ロコモ」を知ろう ・ロコモ度チェック | 【講義・試食】 ・ロコモ予防の食事 | 【実技】 ・ロコモ予防の運動 |
| 講師 | 健康運動指導士 鈴木 菊恵 氏 | 管理栄養士 佐藤 明美 氏 | 健康運動指導士 鈴木 菊恵 氏 |
| 持ち物 | 筆記用具、水分、上履き、フェイスタオル、運動できる服装(9日は筆記用具のみ) | | |

定員 各回20人

申込期限 各回1週間前まで

申し込み・問合せ 健康福祉センター TEL84-1195
子育て健康課 健康づくり係 TEL84-5544

障がいのある方のための相談室

対象者 身体、知的、精神に障がいのある方(児童を含む)
(対象者の家族などからの相談もお受けします)

日時 3月3日(金) 14:00~16:00

場所 役場 2階 福祉課相談室 **費用** 無料

相談員 「自立サポートセンタースマイル」の専門相談員が相談に応じます。

問合せ 福祉課 福祉推進係 TEL83-1226

※相談室は、毎月1回開催します

※スマイルの相談は3月で終了となります

今月の納付

国民健康保険税 町民課 国保年金係 TEL83-1225

後期高齢者医療保険料 町民課 国保年金係 TEL83-1225

介護保険料 福祉課 高齢介護係 TEL83-1226

固定資産税 税務課 資産税係 TEL83-1224

納期限は、2月28日(火)です。

口座振替をご利用の方も、同日が振替日です。

税金や保険料のお支払いは、納め忘れがない口座振替が便利です。

お申し込みは、各金融機関または役場担当窓口で受け付けています。

(預貯金通帳、届出印をご持参ください)

【予約制】無料法律相談

予約制 相談を希望される方は、予約をお願いします。

相談日時 3月1日(水) 9:15~11:45

場所 役場 3階 会議室 **定員** 6人(先着順)

相談員 牧浦 義孝 弁護士

申込期間 2月15日(水)~28日(火)

8:30~17:15 ※土、日を除く

申し込み・問合せ 総務課 庶務係 TEL83-1221



ご自宅での漏水にご注意ください

水道管の凍結や経年劣化、器具の不具合により、漏水が発生する場合があります。「水道使用量が急激に増加した」など、漏水の疑いがありましたら、次の方法により確認してください。

~水道メーターでの漏水発見方法~

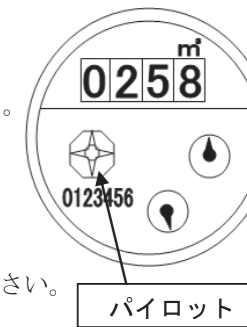
①家中の蛇口を閉めてください。

②水道メーター(量水器)を見てください(右図参照)。メーター内のパイロットが回っていると漏水の疑いがあります。

③漏水当番業者(広報まつだに記載)または指定業者(上下水道係にお問い合わせください)に修理を依頼してください。

④修理が終わりましたら、上下水道係までご連絡ください。

問合せ 環境上下水道課 上下水道係 TEL83-1227



消防フェスタ2017

春季火災予防運動にあわせて、消防車両の展示や防火服装体験などのイベントを行います。

日時 3月4日(土) 10:00~15:00

場所 ダイナシティウエスト(西武小田原店)

1階キャニオンステージ前

内容 消防車両などの展示・防火服装体験

老朽化消火器の回収(有料)

問合せ 小田原市 消防本部 予防課 TEL49-4430



不要になった眼鏡をお持ちください

世界には、視力が悪くてもメガネを作ることのできない人たちがいます。地域における奉仕活動や地域貢献に取り組んでいる松田ライオンズクラブでは、家庭で使わなくなったメガネを募り、寄付する活動を行っています。

設置場所 役場 2階 入り口正面

問合せ 松田ライオンズクラブ TEL83-4455